

## 「運航規程審査要領細則」の一部改正（案）について

令和 7 年 1 0 月  
航空局安全部安全政策課

### 1. 背景

航空法(昭和 27 年法律第 231 号)第 104 条第 1 項の規定により、本邦航空運送事業者は運航規程を定め、国土交通大臣の認可を受ける必要があるところ、運航規程の審査を行うにあたって必要な細目的事項を、「運航規程審査要領細則」(平成 12 年 1 月 28 日空航第 78 号)に定めている。

昨今、羽田空港航空機衝突事故対策検討委員会において、中間取りまとめ(案)が公表され、滑走路の安全に関係する、航空当局、空港管理者、管制機関、航空事業者、グランドハンドリング事業者等が一体となって取組を推進することを検討すべきであるとされた。

また、国際民間航空機関の滑走路侵入防止マニュアルでは、地上走行、離陸や着陸時等、安全上重要な段階(以下「クリティカルフェーズ」という。)において、運航に必要な会話等により、航空機乗組員の安全に係る業務の集中を妨げる行為を防止する「ステアイル・コックピットルール」を導入すべきとし、米国や欧州においても同様の規則を航空運送事業者等に義務付けている。

このように、クリティカルフェーズにおいて、航空機乗組員が安全に関する業務に集中できるように措置することは、滑走路上の安全の推進に資することから運航規程審査要領細則について所要の改正を行う。

### 2. 改正内容

運航規程に定める事項として、以下を追加する。

- (1) 地上走行、離陸及び着陸等の安全上重要な段階において、航空機乗組員の安全に係る業務を妨げないことを航空機乗組員及び客室乗務員等に措置すること。
- (2) 航空法施行規則の一部を改正する省令(令和 4 年国土交通省令第 77 号)において、新たに対地接近衝突防止装置が義務付けられた飛行機(客席数が 5 を超え 9 以下及び最大離陸重量が 5700 キログラム以下であり、かつ、最初の耐空証明が令和 8 年 1 月 1 日以後になされたもの)に対し、適切なデータ管理を措置すること。

### 3. スケジュール(予定)

公布 令和 7 年 1 1 月

施行 令和 7 年 1 2 月 1 日((1)について公布後 3 ヶ月の経過措置を設ける。)

以上